

山武市市民憲章

わたしたちは、豊かな自然や文化に恵まれた山武市に誇りと愛着を持ち、将来にわたって生活や環境を守り続けるまちづくりを市民協働で展開していくため、ここに「山武市市民憲章」を定めます。

1 きれいな海と豊かな緑をいかし、魅力あふれるまちにします。

(解説)

本市の美しい自然資源を活かした新たな価値づくりを積極的に図り、住む人、訪れる人にとっても魅力的な暮らしやすいまちを目指す思いが込められています。

1 歴史と文化を学び、未来に引き継がれるまちにします。

(解説)

本市の歴史や地域の伝統的な祭礼、芸能、風習などの文化を幅広く学びながら、次の世代に継承していこうとする思いが込められています。

1 誰もが生きがいをもち、健康で笑顔があふれるまちにします。

(解説)

この地域で「自分なりの幸福」を見出していく様々なきっかけが得られ、心身ともに満たされ、自然と笑顔になれるまちを目指す思いが込められています。

1 みんなで助け合い、一人ひとりが安心してくらせるまちにします。

(解説)

お互いが協力し合いながら安全な生活環境を整え、誰もが安心して暮らせるまちを目指す思いが込められています。

1 価値観の多様性を互いに尊重し、共生できるまちにします。

(解説)

人が持つ価値観は多様であるため、他者を排除するようなことはせず、各々が共生できるまちを目指す思いが込められています。

山武市市民憲章は、令和8年3月の市制施行20周年を機に、市民共通の目標のもと、さらなるふるさとへの愛着心、一体感の醸成を図り、住みよいまちづくりを進めるために制定されました。

前文は、山武市のイメージ「市民と行政が連携、協力し合いながら、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組む思い」を表現しています。

本文は、市民からいただいた市民憲章の文案をベースに検討を重ね、多く出された山武市ならではの共通の思いや方向性を5つの条文にまとめています。